

平成 20 年 4 月 14 日

運用指図いただいているご加入者の皆様へ

株式会社 常陽銀行

「DC ニッセイ/パトナム・ヨーロッパバランス A コース(為替ヘッジあり)/B コース(為替ヘッジなし)」 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また平素は確定拠出年金プランにつきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、一部のプランに運用商品として選定させていただいております確定拠出年金専用商品「DC ニッセイ/パトナム・ヨーロッパバランス A コース（為替ヘッジあり）/B コース（為替ヘッジなし）」（以下、「当該ファンド」といいます）につきまして、運用会社（委託会社）であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下、「運用会社」といいます）より、当該ファンドの運用額が僅少となる見込みとなり、商品性を維持した運用の継続が困難な状況であることから、繰上償還をおこない、信託を終了（投資信託契約を解約、以下同じ）する予定であるとの申し出がございました。

当該ファンドは、平成 13 年 11 月 30 日の設定以来、主として欧州の株式・債券への投資により信託財産の成長を目指して運用が行われて参りましたが、残念ながら純資産総額が伸び悩む状況が続いて参りました。かかる中、当該ファンドの主たる投資対象であるニッセイ/パトナム・ヨーロッパバランス マザーファンドを共通の投資対象とする一般公募投資信託（ニッセイ/パトナム・ヨーロッパバランス オープン A コース（為替ヘッジあり）/B コース（為替ヘッジなし））が平成 20 年 11 月 15 日に当初予定どおり償還期限を迎えることとなりました。

この償還に伴い、上記マザーファンドの残高見通しは約 3,000 万円となることから、運用会社より当該ファンドにつきまして今後当初の趣旨に沿った運用を継続することが極めて困難となるとの申し出があったものです。

このため、下記の日程にて信託を終了することとなった場合には確定拠出年金プランの運用商品から除外することを予定しております。

運用指図いただきましたご加入者の皆様におかれましては、何卒上記事情につきましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了の日程

① 新聞公告日	平成 20 年 4 月 15 日（火）
② 異議申立期間	平成 20 年 4 月 15 日（火）から平成 20 年 5 月 30 日（金）
③ 信託終了日（繰上償還日）	平成 20 年 7 月 31 日（木）

① 信託終了（繰上償還）の予定は、平成 20 年 4 月 15 日付日本経済新聞（朝刊）で公告します。

② 公告日現在において運用指図いただいているご加入者は、異議申立期間中に株式会社 常陽銀行に対し、書面により、当該ファンドの信託終了（繰上償還）に関する異議を申し立てることができません（詳細は 2. 異議申立ての方法をご参照ください）。

2. 異議申立ての方法

予定しております信託終了（繰上償還）に対し異議のある受益者の方は、下記の宛先に、官製はがき等（当該商品を運用指図いただいている方には、返信用はがきを同封のうえ、本文書をご郵送いたしております）に以下の内容をご記入のうえ、平成20年5月30日（金）までに到着のご郵送にて異議をお申立てください。

- (1) 宛先 〒310-0021 茨城県水戸市南町2丁目5番5号 株式会社 常陽銀行 法人事業部
(2) ご記入いただく内容

① 住所 ② 氏名（記名・捺印） ③ 電話番号（日中連絡先）
④ 取扱運営管理機関、ID番号 ⑤ 信託終了（繰上償還）について反対する旨

なお、必要がある場合にはご本人様のご確認のための書類をご提出いただくことがあります。

3. 今後の予定

当該ファンドの信託終了（繰上償還）が決定されました場合には、運用指図いただいているご加入者の皆様には「信託終了のお知らせ」のご案内をお送りさせていただきます。その後、当該ファンドは繰上償還に向けた準備に入らせていただきます。ご加入者の皆様におかれましては、他の運用商品への預け替え（当該ファンドを売却し他の商品へスイッチング）及び運用商品の割合変更（月々の掛金で購入する商品を当該ファンドから他の運用商品に変更）をご検討いただきたく存じます。なお、平成20年7月上旬まで（詳細につきましては別途ご案内申し上げます）にこれらの対応をいただかなかった場合、元本確保型商品であります常陽確定拠出年金定期預金（5年）へ自動的に預け替え及び運用商品の割合変更をさせていただくこととなりますので、予めご了承下さるようお願い申し上げます。

以 上

<お問い合わせ先>

当該商品・繰上償還等
に関するお問い合わせ

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター
電話番号 0120-762-506（月～金（祝日除く）9:00～17:00）

残高照会
運用商品預け替えの手続き等
に関するお問い合わせ

ご加入者向け確定拠出年金専用ダイヤル
電話番号 0120-977-978（月～金（祝日除く）9:00～17:00 有人対応）

ID：暗証番号の再発行等
に関するお問い合わせ

株式会社常陽銀行 法人事業部（佐藤・工藤）
電話番号 029-300-1674（月～金（祝日除く）9:00～17:00）

<ご参考>

投資信託契約：投資信託および投資法人に関する法律（以下、投信法）に基づき、委託者（運用会社）と受託者（信託銀行）が締結する信託契約です。

繰上償還：信託期限が到来する前にファンドが償還になることです。投信法では、投資信託の繰上償還は「信託契約を解約すること」を指します。なお、投信法では繰上償還が成立する条件として、異議申し立てを行った受益者の受益権口数が、総口数の2分の1を超えないこととされています。

マザーファンド：一般に投資家が保有する投資信託をベビーファンドとし、その資金をマザー・ファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みをファミリーファンド方式と呼びます。運用指図頂いております当ファンドの仕組みは以下のとおりです。

